平成２１年（フ）第２０５号
鳥取県米子市観音寺新町１丁目12番15号Ａ102号
債務者　岸本奈津子
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第２１０号
鳥取県西伯郡伯耆町中祖106番地
債務者　山根　佳徑
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第１４５０号
広島市南区皆実町５丁目２番１―303号
債務者　大中　正史
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１４５３号
広島市安佐南区上安５丁目22番２―301号県営
債務者　古本　正彦
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１６１１号
広島市安佐南区緑井８丁目26番19号
債務者　松本　　恵
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１６２４号
広島市東区温品４丁目18番27―７―102号
債務者　谷　　秀人
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１６５５号
広島市佐伯区八幡３丁目21番14号
債務者　清水　隆善
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第５７５号
愛媛県松山市森松町503―１　白形マンション101号、住民票上の住所愛媛県伊予郡砥部町北川毛303番地３
債務者　重松　徳次
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第５８６号
愛媛県松山市下伊台町乙74番地91
債務者　勝本　良平
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第６１１号
愛媛県松山市森松町298番地　サンコート森松Ａ―201号
債務者　大﨑　弘惠
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第６１５号
愛媛県松山市木屋町１丁目８番地９
債務者　萩野　一浩
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第６７９号
高知市与力町６番29号　ルミナス与力101
債務者　村田　光弘
1　決定年月日時　平成21年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第６８０号
高知市与力町６番29号　ルミナス与力101
債務者　村田　京子
1　決定年月日時　平成21年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第６８１号
高知市一宮東町５丁目22番32号
債務者　村田　和隆
1　決定年月日時　平成21年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第７５４号
高知市西久万69番地１　中山ハイツ201
債務者　樋口眞知子
1　決定年月日時　平成21年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第７６５号
高知市大津乙900番地８
債務者　宗石登志盛
1　決定年月日時　平成21年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第５１号
宮崎県日南市西町１丁目１番13号14、前住所宮崎県日南市大字西弁分4859番地11
債務者　坂本　寛和
1　決定年月日時　平成21年10月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２１年（フ）第１６６号
宮崎県都城市下川東２―3341　レオパレスリリエンベルグ210号室、住民票上の住所宮崎県都城市千町5236番地
債務者　島本　賢治
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
宮崎地方裁判所都城支部